

2024 度「ジュニアサンゴレンジャー事業」実施要領

1. 目的

こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習、および指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップを支援することで、沖縄県のサンゴ礁が永く保全されるための活動を拡大することを目的とします。支援対象は沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致する活動とします。

2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

3. 支援対象経費の内容

本助成に係る対象経費は、非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるものとします。団体等の運営に係る人件費、事業に直接関係のない備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは対象外とします。

4. 事業実施

- (1) 事業の実施は、助成審査結果通知書（第2号様式）が届いてから開始すること。
- (2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。
- (3) 助成金が採択された活動団体は、助成審査結果通知書にある採択金額を請求書（第9号様式）にて請求することができる。
- (4) 活動の内容に支援を必要とする場合は、活動支援申請書（第3号様式）を提出すること。
- (5) 活動内容を大幅に変更する場合は、活動変更承認申請書（第4号様式）を提出し、前もって協議会の承認を受けること。
- (6) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。
- (7) 事情によりやむをえず採択された活動が実施できなくなり、辞退するときは辞退届け（第10号様式）を提出すること。

5. 実績報告等

- (1) 採択決定後から活動終了時までの間に、中間報告書を提出すること。
 - (1) 活動終了時には、速やかに実績報告書（第6号様式）を提出すること。
 - (2) 実績報告書には、領収書の写し等の関係書類を添付すること。
 - (3) 上記の提出期日は、事業終了後2ヶ月以内。
 - (4) 実績報告書は協議会のホームページや出版物等で公開する。
 - (5) 実績報告書とは別に、以下の1つ以上の方法で成果発表を行うこと。
 - ア. ポスターの提出による発表
 - ・ただしポスターの規格は幅700mm～900mm、長さ1500mm以内で作成するものとする。
 - イ. サンゴ礁をテーマとした絵画、立体作品などの提出
 - ・活動を通じて楽しかったこと、影響を受けたことが反映されているとよい。
 - ・個人の作品でも、合作でも可。
 - ・立体作品に関しては基本的に事務局へ郵送とするが、大きさや運搬の難しさ等の事情によっては画像等で提出をお願いする場合もある。（要相談）
 - ・作品の返却はしない。
 - ウ. 協議会主催のイベントでの口頭発表
 - ・イベントの時期、発表の形式（ポスター発表またはスライド発表）などはおって通知する。
- なお、サンゴ礁ウィークか協議会交流会で発表する場合は旅費を支給する。

ポスター発表の場合は責任者 1 名、口頭発表の場合は引率 1 名と発表者 2 名の旅費を支給する。県外及び離島からの参加は 10 件（年間で）中 5 件程度とし、先着順とする。ただし、予算に余裕がある場合はこの限りではない。

6. 助成金の確定

実績報告書（第 6 号様式）の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第 7 号様式）により助成対象者に通知します。

7. 助成金の交付

助成が確定した段階で、助成額を支払います。